

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成24年9月13日(2012.9.13)

【公開番号】特開2010-111114(P2010-111114A)

【公開日】平成22年5月20日(2010.5.20)

【年通号数】公開・登録公報2010-020

【出願番号】特願2009-188050(P2009-188050)

【国際特許分類】

B 43 K 5/17 (2006.01)

【F I】

B 43 K 24/00 A

【手続補正書】

【提出日】平成24年7月30日(2012.7.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

一端に開口を有する器具本体と、

器具本体内に取り付けられる弁にして、一端に開口を有すると共に該弁と一体成形される蓋を有し、該蓋が開口付近でヒンジにより移動可能である該弁と、

器具本体内に配置されるスナップリングにし、前記弁とは別個の該スナップリングと、前記蓋及びスナップリングの一方に対して成形される少なくとも二つの動作アームにして、蓋を器具動作機構に連動的に接続し、該器具動作機構が該動作アームに力を与えることにより、前記弁開口を通じてペン先を突き出すと共に引っ込める力を供給する該動作アームと、

突き出し時において、前記動作アームは、圧縮下で前記器具動作機構から前記蓋へと力を伝達し、該蓋は実質的に動作アームのみによって作動される器具。

【請求項2】

前記弁は、少なくとも二つの安定化機能を含み、動作アームは、安定化機能内に少なくとも部分的に配置され、安定化機能は、該安定化機能に配置された動作アームの前記部分に対し横方向支持を与える請求項1の器具。

【請求項3】

前記安定化機能は凹状のガイドである請求項2の器具。

【請求項4】

前記動作アームの少なくとも一つは、該動作アームを局所的に弱くする第1幾何学的特性を含み、これにより、動作アームが圧縮下にありかつ該第1幾何学的特性が凹状ガイド上方にある際の第1変形位置を規定する請求項3の器具。

【請求項5】

前記第1幾何学的特性は、動作アームの一部にして、動作アームの該一部以外の部分よりも細く、また、前記第1幾何学的特性は動作アームにおけるノッチである請求項4の器具。

【請求項6】

前記動作アームは、動作アームを局所的に弱くする第2幾何学的特性を含み、かつ、動作アームが圧縮下にある際の第2変形位置を規定する請求項5の器具。

【請求項7】

前記蓋に配置される力誘導部材を更に含む請求項1の器具。

【請求項8】

前記力誘導部材は、蓋に配置された塔及び蓋に配置されたリブの一方である請求項7の器具。

【請求項9】

前記器具は筆記用具である請求項1の器具。

【請求項10】

前記筆記用具は引込み式マーカーである請求項9の器具。

【請求項11】

前記器具は、温度計、pH検出器、格納式の刃を有するナイフ、懐中電灯、レーザーポイントナー、及び流体サンプリング装置のうちの一つである請求項1の器具。

【請求項12】

前記蓋は、該蓋を通って蓋上面から蓋底面へと延びる少なくとも二つの開口を含み、動作アームは弁を通って延び、かつ該開口を通って蓋に取り付けられ、これにより、器具動作機構とのもつれから動作アームを保護し、動作アームを蓋に固定する請求項1の器具。

【請求項13】

前記スナップリングはスロットを含み、動作アームは、第1止め部及び第2止め部を含み、前記スロットは、動作アームがスナップリングに固定される際、第1止め部と第2止め部間に配置される請求項1の器具。

【請求項14】

各動作アームは、一端のヘッドと、該ヘッドとスナップリングとの間に配置される止め部とを含み、前記ヘッドは、蓋の一方側に位置付けられ、前記止め部は蓋の他方側に位置付けられる請求項13の器具。

【請求項15】

各動作アームは蓋及びスナップリングの両方に対して成形される請求項1の器具。